

第1表

部門共通費用帰属明細表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

	発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与	117	38	45	124	127	453
給料手当	7,602	2,735	3,139	7,287	7,244	28,008
給料手当振替額(貸方)	△26	△9	△10	△25	△24	△96
退職給与金	3,539	1,149	1,375	3,762	3,859	13,687
厚生費	1,580	568	652	1,515	1,506	5,823
雑給	168	54	65	179	183	651
消耗品費	545	196	225	522	519	2,008
修繕費	590	312	323	1,618	1,994	4,840
補償費	7	3	0	1	0	11
賃借料	1,166	263	243	749	2,159	4,582
委託費	3,778	1,413	1,598	7,227	8,760	22,779
損害保険料	329	-	-	-	-	329
普及開発関係費	2,647	83	64	190	84	3,070
養成費	651	176	233	613	952	2,628
研究費	4,638	417	187	1,092	817	7,152
諸費	2,092	910	557	2,095	1,675	7,331
固定資産税	196	103	107	537	662	1,607
雑税	623	17	90	6	247	985
減価償却費	1,381	731	756	3,783	4,663	11,316
固定資産除却費	253	134	138	694	856	2,078
建設分担関連費振替額(貸方)	△103	△48	△26	△36	-	△215
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△601	△51	△39	△116	△51	△859
合計	31,179	9,202	9,729	31,826	36,238	118,176

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

社内取引明細表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	59,245	基準託送供給料金相当額等取引収益	629,291
アンシラリーサービス取引費用	12,023	接続検討料相当額取引収益	2
振替損失調整額取引費用	852	変更賦課金相当額取引収益	0
過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用	8,693		
合計	80,815	合計	629,294

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	454,785
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	111,719
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	57
予備送電サービス料金相当額取引収益	3,804
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	-
変動範囲内発電相当額取引収益	57,970
変動範囲外発電相当額取引収益	-
地帯間購入電源費取引収益	4
他社購入電源費取引収益	950
合計	629,291

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	2

(記載注意)

1 接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。

2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
変更賦課金相当額取引収益	0

(記載注意)

1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。

2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

## (4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
負荷変動対応電力取引費用	58,998
地帯間販売電源料取引費用	59
他社販売電源料取引費用	187
近接性評価割引額取引費用	-
合 計	59,245

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## (5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	293
基準託送供給料金相当額対応分	11,729
合 計	12,023

(記載注意)

- 1 託送供給約款の料金率等に含まれるアンシラリーサービスに係る費用相当の単価に、当年度の送電・高圧配電関連需要に係る販売電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## (6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	852

(記載注意)

- 1 託送供給約款の標準変動範囲内電力料金の料金率等に、当年度の振替損失電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## (7) 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	214
基準託送供給料金相当額対応分	8,479
合 計	8,693

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給約款の料金率等に含まれる過去の使用済燃料に係る費用等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第3表

設備別費用明細表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

	送電費	変電費	配電費	ネットワーク 給電費用	需要家費用	その他の費用	合計
役員給与	38	45	112	21	32		250
給料手当	10,647	13,131	32,480	6,318	9,380		71,958
給料手当振替額(貸方)	△251	△348	△641	△8	△78		△1,328
退職給与金	1,149	1,375	3,390	657	976		7,549
厚生費	1,927	2,450	6,213	1,140	1,731		13,462
委託検針費	-	-	-	-	6,341		6,341
委託集金費	-	-	-	-	1		1
雑給	86	97	592	174	3,078		4,031
消耗品費	252	317	1,196	269	379		2,415
修繕費	10,837	11,620	55,157	649	33,013		111,278
補償費	619	2	195	2	2		821
賃借料	2,595	689	11,221	362	456		15,325
託送料	6,666	1,214	0	-	-		7,881
事業者間精算費	1,026	-	-	-	-		1,026
委託費	6,540	4,247	23,216	5,585	13,818		53,408
損害保険料	-	-	-	-	-		-
普及開発関係費	83	64	171	-	18		338
養成費	176	233	553	432	143		1,539
研究費	417	187	983	296	190		2,075
諸費	1,661	1,213	2,987	607	2,648		9,119
固定資産税	8,788	5,401	11,173	215	1,131		26,710
雑税	60	314	20	44	640		1,080
減価償却費	48,061	33,246	34,599	1,518	3,832		121,257
固定資産除却費	3,380	5,106	5,460	278	620		14,846
共有設備費等分担額	118	-	-	-	-		118
共有設備費等分担額(貸方)	△0	-	-	-	-		△0
地帯間購入電源費(送配電部門が購入した電気の料金に限る。)						4	4
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)						98	98
他社購入電源費(託送供給に伴い購入した電気の料金に限る。)						950	950
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)						187	187
建設分担関連費振替額(貸方)	△48	△26	△36	-	-		△111
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△51	△39	△116	△8	△8		△223
電源開発促進税						46,720	46,720
事業税						7,075	7,075
開発費						-	-
開発費償却						-	-
電力費振替勘定(貸方)						△12	△12
社内取引費用						80,815	80,815
合計	104,783	80,546	188,932	18,558	78,353	135,838	607,013

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第4表

## 送配電部門収支計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	607,013	営業収益	654,542
送電費	104,783	地帯間販売電源料	59
変電費	80,546	地帯間販売送電料	72
配電費	188,932	他社販売電源料	231
地帯間購入電源費	4	他社販売送電料	-
地帯間購入送電費	98	託送収益	16,507
他社購入電源費	950	接続供給託送収益	13,505
他社購入送電費	187	(変動範囲内発電収益)	(849)
ネットワーク給電費用	18,558	(変動範囲外発電収益)	(557)
需要家費用	78,353	その他託送収益	3,001
電源開発促進税	46,720	事業者間精算収益	1,611
事業税	7,075	電気事業雑収益	6,765
開発費	-	遅収加算料金	△ 0
開発費償却	-	社内取引収益	629,294
電力費振替勘定(貸方)	△ 12	(変動範囲内発電相当額取引収益)	(57,970)
社内取引費用	80,815	(変動範囲外発電相当額取引収益)	(-)
(負荷変動対応電力取引費用)	(58,998)		
営業利益	47,529		
営業外費用	24,367	営業外収益	3,510
財務費用	22,386	財務収益	2,009
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(36)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(129)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	1,980	事業外収益	1,500
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益	26,672		
法人税等	7,575		
送配電部門当期純利益	19,097		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- (1) 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

(注)

## 1 送配電部門収支計算書等の作成基準

本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年 経済産業省令第2号)第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。

## 2 託送供給等収支配分基準

旧一般電気事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

第5表

固定資産明細表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
送電設備	2,887,968	87,703	2,008,731	791,534 (791,520)	9,399	1,398	48,090	2,897,368	89,101	2,056,822	751,444 (751,431)
土地	94,646	6,974	-	87,671 (87,671)	130	△ 7	-	94,776	6,967	-	87,809 (87,809)
建物	4,236	65	3,026	1,144 (1,144)	10	-	53	4,246	65	3,080	1,101 (1,101)
構築物	2,367,370	70,774	1,704,498	592,097 (592,083)	10,786	1,377	36,807	2,378,156	72,151	1,741,306	564,698 (564,685)
機械装置	169,200	955	134,819	33,425 (33,425)	△ 835	35	1,648	168,364	990	136,468	30,905 (30,905)
備品	1,572	-	1,548	24 (24)	△ 880	-	△ 880	692	-	668	24 (24)
リース資産	37	-	18	18 (18)	△ 10	-	△ 2	26	-	15	10 (10)
資産除去債務相当資産	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	(-)
無形固定資産	250,905	8,933	164,819	77,153 (77,153)	199	△ 7	10,464	251,105	8,926	175,283	66,894 (66,894)
変電設備	1,576,273	17,971	1,148,725	409,576 (409,573)	11,520	1,833	10,544	1,587,793	19,804	1,159,270	408,718 (408,716)
土地	91,063	3,003	-	88,059 (88,058)	153	△ 0	-	91,216	3,003	-	88,213 (88,211)
建物	160,949	1,764	117,491	41,693 (41,692)	750	0	2,262	161,699	1,764	119,753	40,181 (40,180)
構築物	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	(-)
機械装置	1,315,371	13,202	1,023,365	278,803 (278,803)	10,959	1,832	8,591	1,326,330	15,035	1,031,957	279,337 (279,337)
備品	8,051	0	7,460	590 (590)	△ 76	0	△ 81	7,974	1	7,379	594 (594)
リース資産	193	-	137	56 (56)	△ 85	-	△ 55	108	-	82	26 (26)
資産除去債務相当資産	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	(-)
無形固定資産	643	-	269	373 (373)	△ 180	-	△ 172	462	-	97	365 (365)
配電設備	2,117,730	26,510	1,281,686	809,533 (809,526)	27,059	1,391	25,215	2,144,790	27,901	1,306,902	809,986 (809,979)
土地	1,025	27	-	997 (997)	-	-	-	1,025	27	-	997 (997)
建物	3,332	2	1,629	1,700 (1,700)	1	-	136	3,333	2	1,765	1,566 (1,566)
構築物	1,674,392	23,457	1,053,144	597,791 (597,783)	21,549	1,302	23,674	1,695,942	24,759	1,076,818	594,363 (594,356)
機械装置	428,181	3,006	218,130	207,044 (207,044)	5,722	89	1,790	433,904	3,096	219,920	210,887 (210,887)
備品	5,622	-	5,244	378 (378)	△ 89	-	△ 189	5,533	-	5,054	478 (478)
リース資産	2,177	-	1,344	832 (832)	△ 148	-	△ 338	2,028	-	1,006	1,021 (1,021)
資産除去債務相当資産	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	(-)
無形固定資産	2,997	16	2,193	787 (787)	25	-	141	3,023	16	2,335	671 (671)
建設仮勘定	38,524	-	-	38,524 (38,524)	11,742	-	-	50,266	-	-	50,266 (50,266)
送電設備	20,437	-	-	20,437 (20,436)	4,835	-	-	25,272	-	-	25,272 (25,272)
変電設備	12,800	-	-	12,800 (12,800)	314	-	-	13,115	-	-	13,115 (13,115)
配電設備	5,286	-	-	5,286 (5,286)	6,591	-	-	11,878	-	-	11,878 (11,878)
合 計	6,620,496	132,184	4,439,143	2,049,168 (2,049,144)	59,721	4,623	83,850	6,680,218	136,807	4,522,994	2,020,416 (2,020,392)

(記載注意)

- 帳簿価額の( )内には、送配電部門の固定資産を内数として記載すること。なお、建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの電気事業固定資産に占める送配電部門の固定資産の割合を用いて算定すること。
- 期首残高の帳簿価額の( )内には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の( )内の値を記載すること。
- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
  - 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
    - 固定資産の減価償却の方法
      - 有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。
    - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
    - 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨
    - 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
      - 主要件名別帳簿原価期中増減明細
 

期中増加	送電設備	東名古屋東部線リフレッシュ工事(第1期)	1,211 百万円
	変電設備	金山変(275・33kV)制御・保護盤取替	951 百万円
期中減少	送電設備	工務技術センター絶縁耐力試験装置撤去	853 百万円
	変電設備	金山変(275・33kV)制御・保護盤取替	776 百万円
- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 電源線資産(再掲)

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
送電設備	320,241	952	225,647	93,641	△ 464	△ 0	6,613	319,776	951	232,261	86,563
変電設備	220	-	95	125	△ 0	-	13	220	-	108	111
配電設備	199	2	122	73	6	0	5	205	2	127	75
建設仮勘定	2,422	-	-	2,422	493	-	-	2,915	-	-	2,915
送電設備	2,417	-	-	2,417	493	-	-	2,911	-	-	2,911
変電設備	3	-	-	3	△ 0	-	-	3	-	-	3
配電設備	0	-	-	0	0	-	-	1	-	-	1
合 計	323,082	954	225,865	96,262	35	△ 0	6,632	323,118	954	232,498	89,665

(記載注意)

- 建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの送配電部門の固定資産(建設仮勘定を除く。)に占める当該設備の電源線資産の割合を用いて算定すること。
- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第6表

共 用 固 定 資 産 帰 属 明 細 表

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

	摘 要	帳 簿 価 額		帰 属 基 準
		期首残高	期末残高	
業務設備	送電費対応分	7,430	7,333	・業務用建物床面積比
	変電費対応分	7,600	7,587	・業務用建物床面積比
	配電費対応分	34,294	34,689	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	ネットワーク給電費用対応分	15,628	15,225	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	需要家費用対応分	9,533	9,130	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
建設仮勘定		1,022	1,330	
業務設備	送電費対応分	101	131	・業務用建物床面積比
	変電費対応分	104	136	・業務用建物床面積比
	配電費対応分	470	623	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	ネットワーク給電費用対応分	214	273	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	需要家費用対応分	130	164	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
合 計		75,509	75,296	

(記載注意)

- 1 期首残高の帳簿価額には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の値を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務設備に係る固定資産明細表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
業務設備	391,832	9,464	267,986	114,381	△ 5,937	8	△ 5,183	385,894	9,472	262,803	113,618
建設仮勘定	1,611	-	-	1,611	452	-	-	2,064	-	-	2,064
業務設備	1,611	-	-	1,611	452	-	-	2,064	-	-	2,064
合 計	393,444	9,464	267,986	115,993	△ 5,485	8	△ 5,183	387,959	9,472	262,803	115,683

(記載注意)

- 1 会計規則別表第2第6表(1)及び(4)の表と同様の内容を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

## 第7表

## 超過利潤計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）(①)	19,097
送配電部門の事業報酬額(②)	55,531
追加事業報酬額(③)	0
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）(④)	22,257
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）(⑤)	1,973
送配電部門の事業外損益(⑥)	△ 479
送配電部門の特別損益(⑦)	-
その他の調整額(⑬=⑧+⑨+⑩+⑪-⑫)	202
料金収入比乖離額(⑧)	△ 186
費用比乖離額(⑨)	638
変動範囲外発電料金取引損益(⑩)	379
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑪)	43
法人税補正額(⑫)	672
当期超過利潤額（又は当期欠損額）(⑭=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑬)	△ 15,872
うち想定原価と実績費用との乖離額	9,800

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 料金収入比乖離額は、1. 及び2. により料金収入比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「料金収入比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている料金収入比の代わりに基準接続供給料金収入比（電灯料（遅収加算料金を除く。）、電力料（遅収加算料金を除く。）及び託送収益（接続供給託送収益に限る。）の合計額に占める託送収益（基準接続供給収益（太陽光発電促進付加金を除く。）に限る。）及び3. (1)①イに整理された額の合計額の割合をいう。）を用いた場合の料金収入比損益の額を控除した額とすること。
- 費用比乖離額は、1. 及び2. により費用比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「費用比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている費用比の代わりに基準接続供給費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める2. 及び3. に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（地帯間購入電源費、他社購入電源費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）及び託送収益等取引費用を除く。）の合計額の割合をいう。）を用いた場合の費用比損益の額を控除した額とすること。
- 変動範囲外発電料金取引損益は、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益から、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益に係る電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 振替供給に伴う補給電力料金取引損益は、振替供給に伴い販売した電気の料金から、振替供給に伴い販売した電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、料金収入比乖離額、費用比乖離額、変動範囲外発電料金取引損益及び振替供給に伴う補給電力料金取引損益に整理された額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。



第8表

## 超過利潤累積額管理表

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）(①) （うち前期乖離額累積額）(⑦)	△ 20,860 (△ 9,455)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）(②) （うち想定原価と実績費用との乖離額）(⑧)	△ 15,872 (9,800)	
還元額(③)	-	
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）(④=①+②-③) （うち当期乖離額累積額）(⑨=⑦+⑧)	△ 36,733 (345)	
一定水準額(⑤)	58,499	平均帳簿価額：2,017,207百万円 事業報酬率：2.9%
一定水準超過額(⑥=④-⑤)	0	

(記載注意)

- 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「附則託送算定規則」という。）附則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 還元額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において附則託送算定規則附則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において附則託送算定規則附則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産（電源線に係るものを除く。）の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下この表において「平均帳簿価額」という。）に法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）を乗じて算定すること。
- 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 当期乖離額累積額は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

特定設備投資額明細表

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

名称	区間又は場所	当期投資額	投資累積額
駿河東清水線	駿河(変)～東清水(変)		
浜岡新佐倉線	浜岡原子力(発)～新佐倉(変)		
鈴鹿開閉所	—		
伊勢幹線鈴鹿(開)π引込	伊勢幹線No.110,111～鈴鹿(開)		
関ヶ原北近江線	関ヶ原(開)～北近江(開)		
関ヶ原開閉所	—		
三岐幹線関ヶ原(開)π引込	三岐幹線No.47,49～関ヶ原(開)		
東名古屋分岐線	東浦北豊田線No.28～東名古屋(変)		
—————線	東信新北信線No.115～—————(変)		
海部名城線牛島町(変)π引込	海部名城線～牛島町(変)		
下伊那分岐線(仮称)	南信幹線～下伊那変電所(仮称)		
恵那分岐線(仮称)	愛岐幹線～恵那変電所(仮称)		
静岡東分岐線	駿遠駿河線No.16-1～静岡(変)		
静岡西分岐線	遠江駿遠線No.88～静岡(変)		
矢作第一分岐線	矢作第一(発)～奥矢作第二線		
湖西	静岡県湖西市		
新佐倉	静岡県御前崎市		
知多火力	愛知県知多市		
東清水	静岡県静岡市		
愛知	愛知県豊田市		
東名古屋	愛知県豊明市		
駿河	静岡県静岡市		
西名古屋	三重県桑名市		
牛島町(275/77kV変圧器設置)	愛知県名古屋市		
牛島町(154/33→275/33kV変圧器昇圧)	愛知県名古屋市		
川根	静岡県榛原郡川根本町		
西尾張	愛知県愛西市		
知多火力	愛知県知多市		
下伊那(仮称)	長野県下伊那郡豊丘村		
恵那(仮称)	岐阜県恵那市		
静岡	静岡県島田市		
駿遠	静岡県掛川市		
知多火力	愛知県知多市		
東京中部間直流連系設備関連(中部電力分) ①飛騨分岐線 ②飛騨変換所 ③その他関連工事	①越美幹線No.115～飛騨変換所 ②岐阜県高山市		
東京中部間直流連系設備関連(東京電力分) ①飛騨信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛騨変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村		
合計		1,860	36,841

(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注)

- 1 名称および区間又は場所については、第三者情報の保護(顧客情報「特定需要家名」)の観点から、一部非開示としている。
- 2 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

第10表

内部留保相当額管理表  
 平成27年4月1日から  
 平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期内部留保相当額(①)	△ 117,157	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)	△ 15,872	
還元額(③)	-	還元義務額残高：- 百万円
変動範囲外発電料金取引損益(④)	379	
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑤)	43	
当期特定設備投資額(⑥)	1,860	
当期内部留保相当額(⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	△ 134,468	

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

## 独立監査人の監査報告書

平成 28 年 7 月 27 日

中部電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横井 康

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 哲也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸田 好彦

当監査法人は、電気事業託送供給等収支計算規則（平成 18 年 経済産業省令第 2 号）（以下「託送収支計算規則」という。）第 3 条の規定に基づき、中部電力株式会社の第 92 期事業年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、設備別費用明細表、部門共通費用帰属明細表、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、特定設備投資額明細表、内部留保相当額管理表及びそれらの注記について監査を行った。

### 送配電部門収支計算書等に対する経営者の責任

経営者の責任は、託送収支計算規則第 2 条第 1 項及び第 2 項に準拠して送配電部門収支計算書等を作成することにある。また、送配電部門収支計算書等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない送配電部門収支計算書等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、送配電部門収支計算書等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による送配電部門収支計算書等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、送配電部門収支計算書等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め送配電部門収支計算書等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、すべての重要な点において、託送収支計算規則第 2 条第 1 項及び第 2 項に準拠して作成されているものと認める。

#### 送配電部門収支計算書等の作成の基礎

送配電部門収支計算書の注記に記載されているとおり、送配電部門収支計算書等は、中部電力株式会社が託送収支計算規則第4条の定めにより、公表するために、託送収支計算規則第2条第1項及び第2項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

中部電力株式会社は、上記の送配電部門収支計算書等のほかに、平成28年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して平成28年4月26日（会社法監査）及び平成28年6月28日（金融商品取引法監査）に別途、監査報告書を発行している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上